

共同研究「カルテル事件における立証手法の検討－状況証拠の活用について－」（概要）

平成25年6月
CPRC事務局

1 本研究の目的

(1) 本共同研究の趣旨

本共同研究は、状況証拠に基づくカルテル事件（入札談合を含む。以下同じ。）における意思の連絡の立証の問題について、欧米の実務の動向も踏まえて、状況証拠の活用の促進という観点から実務に示唆を与える提案を行うことを目的に実施。〔第1章〕

(2) 研究手法

- 我が国における過去のカルテル事件における意思の連絡の立証方法の検証〔第3章〕
- 文献調査等による欧米における状況証拠を用いたカルテルの立証をめぐる実務の現状及び議論の整理〔第4章・第5章〕
- 過去のカルテル事件のデータを活用した経済分析〔第6章〕

(3) 具体的な提案

直接証拠が少ないときにカルテル事件における意思の連絡の立証につながる間接事実の例を提示し、カルテル事件における意思の連絡の立証実務へ提言〔第7章〕

2 研究メンバー

主査

武田邦宣 CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授

第1章 武田邦宣 CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授

第2章 武田邦宣 CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授
藤井宣明 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室長ほか

第3章 藤井宣明 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室長ほか

第4章 武田邦宣 CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授
長谷河亜希子 元 CPRC 客員研究員・弘前大学人文学部准教授

第5章 泉水文雄 CPRC 客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授

第6章 荒井弘毅 CPRC 次長・公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済研究官

第7章 藤井宣明 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室長ほか

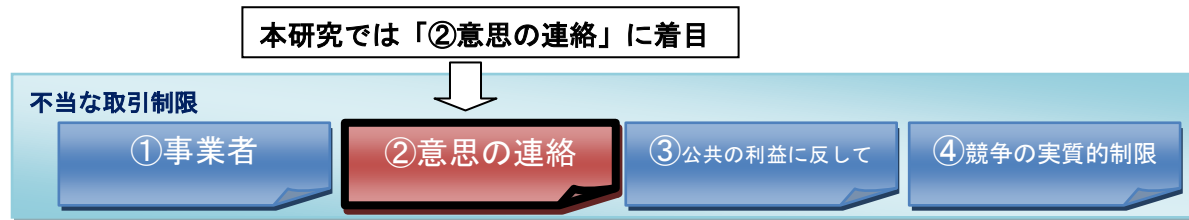
第8章 武田邦宣 CPRC 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科教授ほか

3 カルテル規制の対象（立証対象）〔第2章〕

(1) 立証対象

ア 独占禁止法2条6項の構成要件〈報告書7頁〉

「不当な取引制限」の要件：「①事業者が，②契約，協定その他何らの名義をもってするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，③公共の利益に反して，④一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」。



イ 「意思の連絡」〈報告書7頁〉

▶ 「意思の連絡」は，明示の合意は必要なく，相互に他の事業者の行為を認識して，暗黙に認容することで足る（平成7年9月25日東芝ケミカル事件東京高裁判決）。

▶ しかし，相互に価格引上げ等を認識，認容することは「意識的並行行為」でも発生し得るのではないか。つまり，「相互に他の事業者の行為を認識，認容する」という意思の連絡の定義は，「黙示の合意」と「意識的並行行為」を区別し得ないのではないか。

「意思の連絡」の立証に当たっては，個別事案ごとに「共通の理解」を人為的に作り出す行為（又は強化する行為）【人為性】を見いだして，こうした経験を積み重ねていくしかないのではないか。

(2) 意思の連絡の立証方法〈報告書10頁〉〔本資料19頁「9補足」参照〕

①直接証拠（独占禁止法違反被疑行為を行った事業者の従業員等がカルテルを行っていたことを認めた供述調書等）に基づいて意思の連絡を立証する方法，②状況証拠に基づいて間接事実の存在を立証し，当該間接事実に基づいて「意思の連絡」を推認する方法¹。

¹ 直接証拠がある場合でも，間接事実による推認で直接証拠による立証を補強する場合もある。

(3) 状況証拠による立証

ア 状況証拠の分類（OECD報告書「直接証拠によらないカルテルの摘発」〔2006〕を参考とする。）〈報告書 10 頁〉

i コミュニケーションに関する証拠

- ①コミュニケーションの機会に関する証拠：（内容は不明であるが）電話連絡の記録や会合への参加記録，（目的は不明であるが）同一地への移動の記録
- ②コミュニケーションの内容に関する証拠：（合理的説明も可能である）価格や市況に関する話合いの事実，（理由ないし経緯は不明であるが）競争者の価格情報を入手した事実，自身の価格情報を開示した事実

ii 経済的証拠

- ①市場構造に関する証拠：市場集中度の高さ，参入障壁の高さ，商品の同質性など
- ②市場行動に関する証拠：市場における協調的行動の事実，市場シェアの安定性の事実，過去のカルテルの事実，協調促進的慣行の採用（再販等）など

イ 状況証拠の価値〈報告書 11 頁〉

▶ コミュニケーションに関する証拠

- ・ コミュニケーションに関する証拠（コミュニケーションの機会とコミュニケーションの内容に関する証拠）は，直接証拠を支える補助事実を立証する補助証拠として意味を有する場合がある。
- ・ 直接証拠が少ない場合にコミュニケーションに関する証拠を間接証拠として合意を立証することが可能な場合がある。

▶ 経済的証拠

経済的証拠のみで意思の連絡を立証することが可能かについては，後述するように欧米における実務及び学説は総じて否定的である。

4 過去の事案にみる不当な取引制限（意思の連絡）の立証〔第3章〕

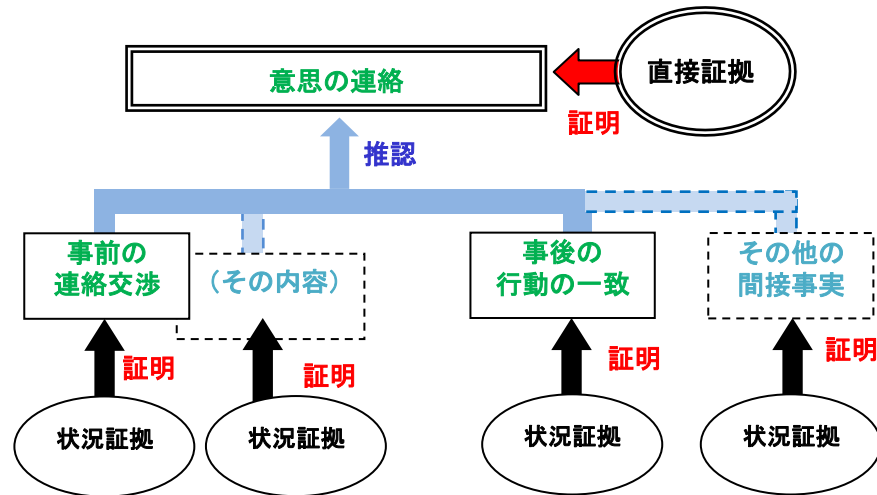
(1) 東芝ケミカル事件判決と協和エクシオ事件判決<報告書 13 頁>

「意思の連絡」の立証方法については、湯浅木材工業㈱ほか 64 名に対する件²の審決（昭和 24 年 8 月 30 日）において、「共同行為ありといわんがためにはどの程度の主観的意思の連絡が必要であるかの判断であるが、当委員会は共同行為の成立には、単に行為の結果が外形上一致した事実があるだけでは未だ十分でなく、進んで行為者間に何等かの意思の連絡が存することを必要とするものと解するとともに、本件におけるがごとき事情の下に、或る者が他の者の行動を予測しこれと歩調をそろえる意思で同一行動に出たような場合には、これ等の者の間に右にいう意思の連絡があるものと認めるに足るものと解する。」などとして、間接事実に基づく「意思の連絡」の推認ができるものとの判断がなされ、その後の不当な取引制限事案においても間接事実に基づく「意思の連絡」の立証がなされてきている。

近年、間接事実に基づく「意思の連絡」の立証がなされた代表的な事例として、東芝ケミカル事件と協和エクシオ事件がしばしば挙げられる。カルテル事件における立証手法について検討を行う議論の前提として、それぞれの事件の判断を概観する。

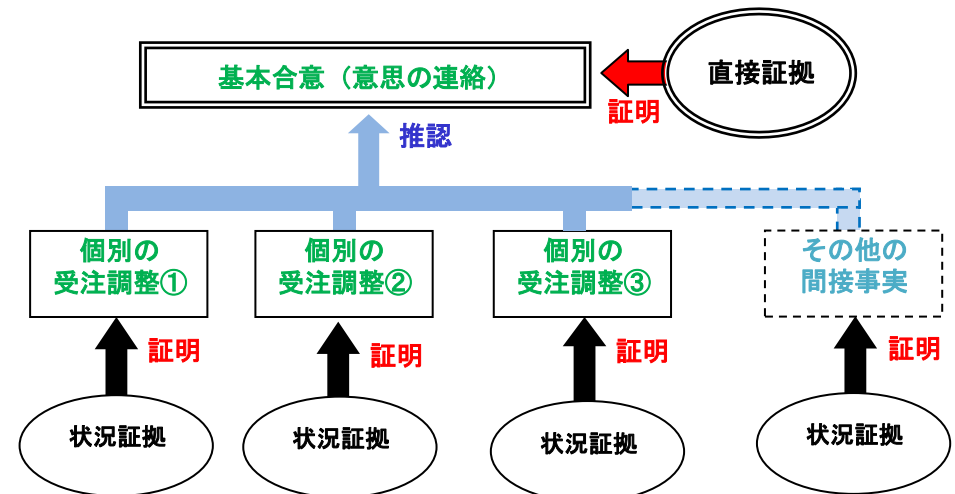
○ 東芝ケミカル事件（カルテル）

【事件の概要】東芝ケミカル株式会社ほか7社が、共同して、紙フェノール銅張積層板の国内需要者渡し価格の引上げを決定したとして独占禁止法第3条に違反するとされた事件。



○ 協和エクシオ事件（入札談合）

【事件の概要】株式会社協和エクシオほか9社が、米国空軍契約センターが発注する電気通信設備の運用保守サービスについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして独占禁止法第3条に違反するとされた事件。



² 特別調達庁が、連合軍駐米の発注に係る合板の調達につき、合板製造・販売業者を対象に実施した入札において、湯浅木材工業株式会社ほか 64 名が、共同して合板の入札価格を決定したとして独占禁止法第 3 条に違反するとされた事件。

東芝ケミカル事件では、①8社が事前に情報交換・意見交換の会合を行っていたこと、②交換された情報・意見の内容が本件商品の価格引上げに関するものであったこと、③その結果としての本件商品の国内需要者に対する販売価格引上げに関して一致した行動が取られたこと、の3点から意思の連絡を推認。

協和エクシオ事件では、談合組織の設立等の間接事実のほかに、個別物件における受注調整行為についても間接事実として、基本合意を推認。

(2) 過去の事例の分析

過去のカルテル・入札談合事件等 11 件を題材に、「意思の連絡」の立証の特徴等について分析を行った（本資料では、直接証拠が存在しなかったカルテル事件と入札談合事件の 2 件を取り上げた。）。

① 塩化ビニル向けモディファイヤーの価格カルテル事件（平成 21 年 11 月 9 日審決，平成 22 年 12 月 10 日東京高裁判決，平成 23 年 9 月 30 日最高裁決定）

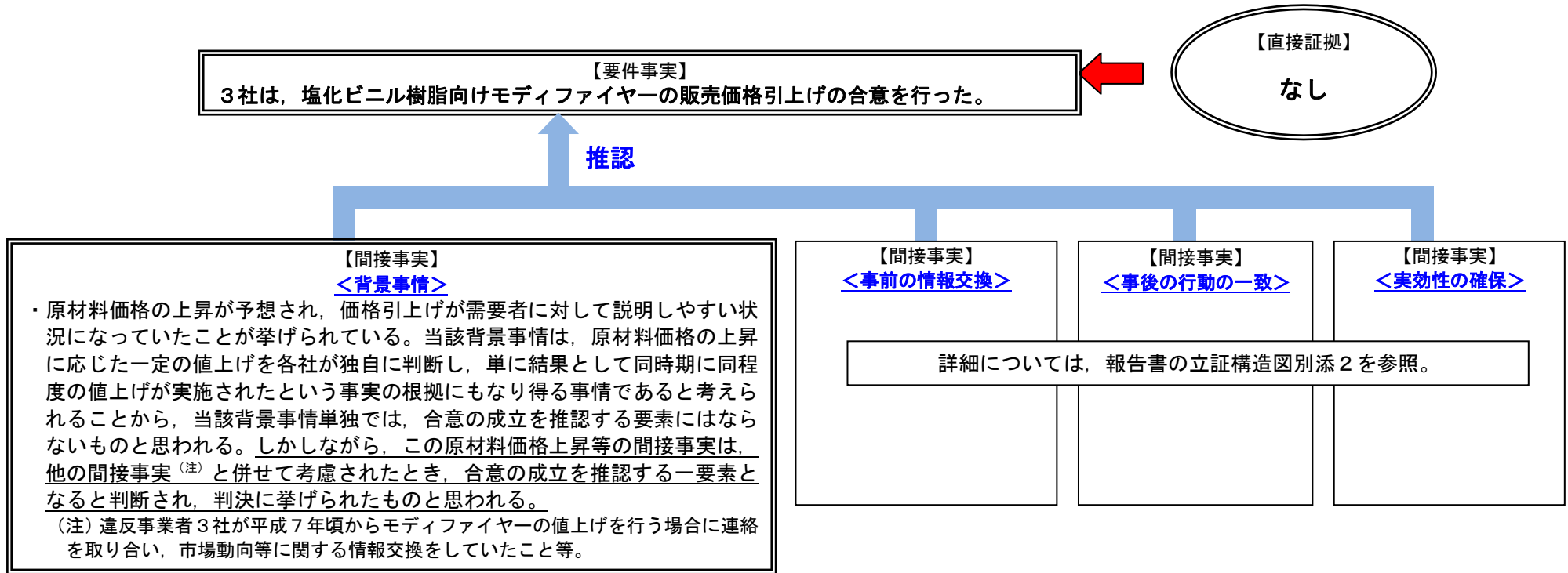
【事案概要】＜報告書 17 頁＞

本件は、株式会社カネカ、三菱レイヨン株式会社及び株式会社クレハの 3 社が、平成 11 年及び同 12 年の 2 回にわたり、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格の引上げについて合意していたことが、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであると判断された事案である。

【特徴】

本件価格カルテルにおける意思の連絡の成否、すなわち平成 11 年及び同 12 年の合意の成否については、事業者側が供述調書等の直接証拠が存在しないと主張しているところ、裁判所は、状況証拠に基づき、事前の情報交換（とその内容）及び事後の行動の一致の事実を含む幾つかの間接事実の存在を認定し、これらによりそれぞれの合意の成立を推認できるとした。

【東京高裁の判断枠組み】（平成 11 年の合意の成否）（以下の立証構造図参照）



② 郵便区分機類入札談合事件（平成 15 年 6 月 27 日審決、平成 16 年 4 月 23 日東京高裁判決、平成 19 年 4 月 19 日最高裁判決（差戻し）、平成 20 年 12 月 19 日東京高裁判決）

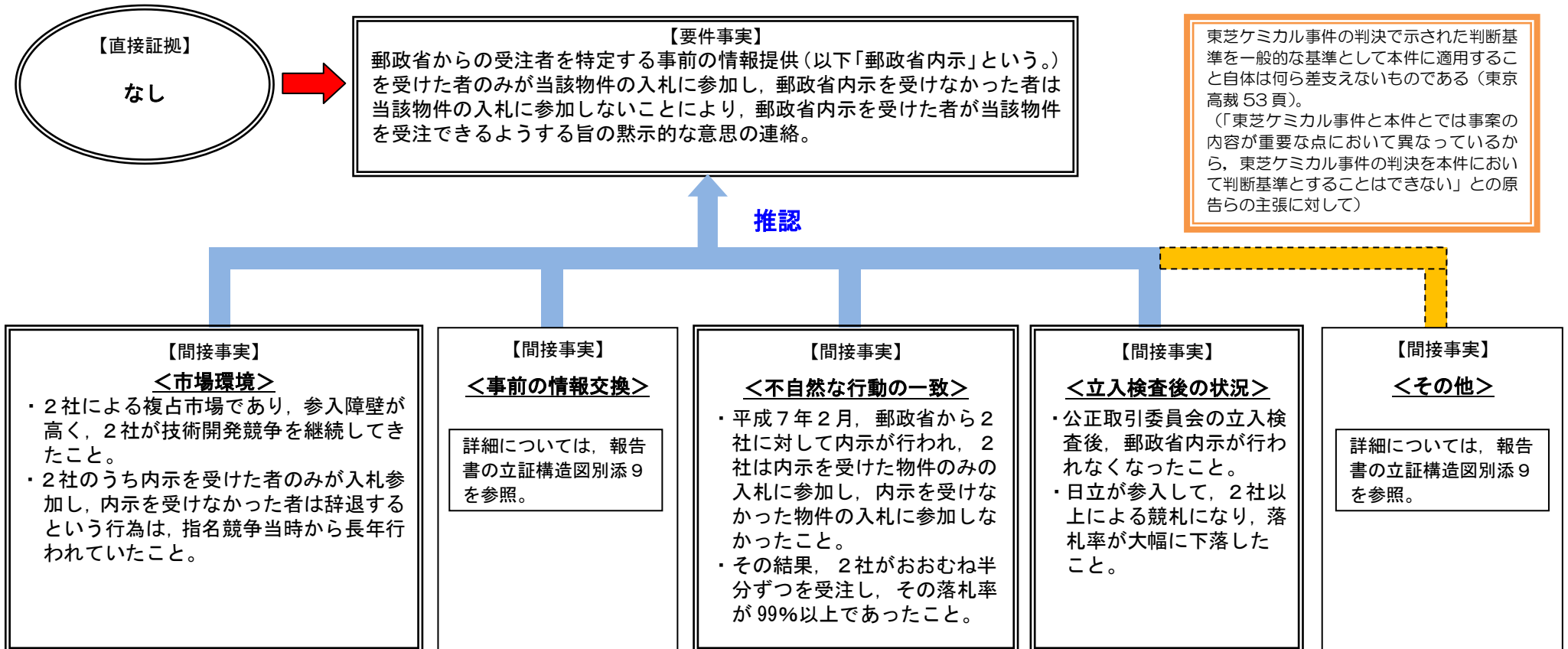
【事案概要】<報告書 27 頁>

本件は、郵政省が発注する郵便区分機類の供給業者が株式会社東芝及び日本電気株式会社の2社のみである複占市場において、郵政省が発注する郵便区分機類の発注方法が、平成7年度以降、指名競争入札から一般競争入札に移行するに当たり、平成7年度以降の郵便区分機類の一般競争入札について、郵政省からの受注者を特定する事前の情報提供（以下「郵政省内示」という。）を受けた者のみが当該物件の入札に参加し、郵政省内示を受けなかった者は当該物件の入札に参加しないことにより、郵政省内示を受けた者が当該物件を受注できるようにする旨の合意をしていたことが、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであると判断された事案である。

【特徴】

本件は、過去から綿々と続いている慣習が、平成7年度からの一般競争入札の導入を契機として基本合意として成立したこと、及び、基本合意の内容が郵政省内示を受けた者のみが入札に参加するというものであったことから、一般的な入札談合事件にみられるような個別物件における受注調整の事実から意思の連絡としての基本合意を推認するという立証方法ではなく、平成7年度の一般競争入札実施までの経緯等から意思の連絡の成立を推認している。また、本件は直接証拠が存在しないところ、審決及び判決は、状況証拠に基づき、複数の間接事実の存在を認定し、これらにより意思の連絡の成立を推認している。

【審決及び判決の判断枠組み】（以下の立証構造図を参照）



(3) まとめ<報告書35頁>

- ・ 過去のカルテル・入札談合事件を事例に、「意思の連絡」の立証手法等を検証した結果、カルテル事件であれば「事前の連絡交渉と事後の行動の一致」から、入札談合事件であれば「個別物件の受注調整」から、「意思の連絡」を立証していることが多いと言える。
- ・ しかし、実際の不当な取引制限事案では、事案の内容や認定された事実即して状況証拠も活用しつつ「意思の連絡」の存在が認定されており、当該事案において得られた証拠に基づき必要と考えられる立証手法が採られていると考えられる。
- ・ したがって、状況証拠に基づき「意思の連絡」の存在を立証するに当たっては、「事前の連絡交渉と事後の行動の一致」を間接事実とする立証や「個別物件の受注調整」を間接事実とする立証に捉われることなく、事案に即した間接事実の積み上げから意思の連絡を推認する方法を検討することが重要と考えられる。この点、東芝ケミカル事件において、東京高裁判決が「対価引上げがなされるに至った前後の諸事情を勘案して事業者の認識及び意思がどのようなものであったかを検討し、事業者相互間に共同の認識認容があるかどうかを判断すべきである。」と述べているところ、「対価引上げがなされるに至った前後の諸事情」とは、同事件における間接事実である「事前の連絡交渉」と「事後の行動の一致」のみを指すものではないと解することが適当である。

5 米国におけるプラスファクターに係る議論の検証〔第4章〕

(1) 判例におけるプラスファクター

ア プラスファクターとは<報告書 37 頁>

米国では、シャーマン法1条違反の疑いのある共同行為に対して司法省が法執行をする際には、刑事事件として捜査が行われ立件されることが（取り分けハードコアカルテルの場合には）一般的であり、その場合は、通常、リニエンシー制度等により入手した直接証拠によって違反行為が立証される。これに対し、私訴の場合、ディスカバリーを行ったとしても直接証拠を入手し難い等の理由により、プラスファクターを用いた立証手法が用いられることが多い。

単独行為ではない可能性を示す傾向のある状況証拠がプラスファクターである。

イ これまで主張されてきたプラスファクターの概要<報告書 38 頁>

- ①被告の独立した自己利益に反する行為（最強のプラスファクターと呼ばれ、例えば、顧客の争奪をしなかった場合等が該当。）
- ②カルテルを行う動機（判例上プラスファクターとして認められることはほとんどない。）
- ③会合・情報交換の機会（単にミーティングや情報交換が行われたということのみではプラスファクターと認められない。）
- ④市場集中と構造（カルテルが成功しやすい市場か否かが問われる。）
- ⑤反競争行為に関する口実的説明（例えば、被告が操業停止の理由を過剰在庫の削減と公表したことに対し、原告が、実際には価格の引上げが目的であったと主張するような場合。このような場合、裁判所は、カルテルであることを示す他の証拠で補強される必要があるとしている。）
- ⑥競争者間における価格情報の共有（市場構造と価格決定権を有する従業員の情報交換なのかが考慮される。）
- ⑦シグナリング（メディア等を通じて価格に関する意図等を他の事業者に伝達する行為を指す。プラスファクターとしてあまり認められていない。）
- ⑧他の共謀への関わり（裁判所は、プラスファクターと認めることに懐疑的であるとされている。）

ウ 判例の動向<報告書 50 頁>

原告がプラスファクターの立証に成功し、共同行為の存在を認め得るとされた事例では、コミュニケーションに関する証拠のほか、大概、①共同行為は、当該行為が行われていないとするならば、被告の自己利益に反していること、②カルテルが行われやすい市場構造が指摘されているという点が共通した特徴。High Fructose Corn Syrup 事件（報告書 46 頁参照）は、コミュニケーションの証拠が極めて少ない事例であったが、上記①、②から積極的に評価される大量の経済的証拠を示すことで、共同行為の立証が可能な場合もあることを示した事例といえる。

(2) 学説の検証

合意を立証するための状況証拠は、①コミュニケーションに関する証拠と、②経済的証拠に分けることができる。学説・判例とも、最も重要なプラスファクターとするのは「コミュニケーションに関する証拠」である。

ア コミュニケーションの機会・内容・方法<報告書 52 頁>

- ・明示の合意を頂点として、コミュニケーションには、その機会、内容、方法の順にヒエラルキーが存在。

▶コミュニケーションの機会

当事者間にコミュニケーションの機会が多く存在するほど、合意を強く推認させる。ただし、コミュニケーションの機会が頻繁に存在したとしても、それと並行行為のみから合意を立証することは困難とされる。

▶コミュニケーションの内容

内容が具体的であるほど、合意を強く推認させる。価格については、過去の価格よりも、将来の価格に関するコミュニケーションの方がカルテル参加者間の合意を強く推認させる。

▶コミュニケーションの方法

電子メールや電話、会談といった私的なコミュニケーションは競争促進的な効果や目的を持ちそうにない。他方、価格引上げ計画の公表など、需要者や競争者もその内容を知り得る公開されたコミュニケーションは、競争促進的な効果や目的を持つ可能性がある。ただし公開されたコミュニケーションが競争促進効果を持つのは、それが需要者に対してコミットされる場合に限られる。

イ 合意の立証<報告書 53 頁>

- ・コミュニケーションに関する証拠は、「合意があつて初めて合理的といえるか否か」の観点から検討することになる。

▶合意があつて初めて合理的といえるコミュニケーション

例えば、将来の価格引上げに関する一方的な価格情報の伝達は、合意がなければ自己の利潤に反するものであり、合意があつて初めて合理的といえる。このようなコミュニケーションに関する証拠は、それ自体で、合意の存在を強く推認させる。

▶合意がなくても合理的といえるコミュニケーション

例えば、需要者をも対象として公開されたコミュニケーションは、需要者に価格引上げを納得させる機能を有することから協調促進的慣行ともなり得るが、それ自体を非難に値するコミュニケーションと評価することはできない。

ウ 市場行動に関する証拠<報告書 54 頁>

単なる並行行為だけでは「市場行動に関する証拠」として合意を推認することはできない。しかし、例えば、数度の入札において、参加者がいずれも同一の価格を提示している場合は、並行行為の基礎となる合意の存在を強く推認させる（もっとも、コミュニケーションに関する証拠がない場合には合意を認定しないと立場もあり得る。）。

エ 市場構造に関する証拠<報告書 55 頁>

- ・カルテルは、常に逸脱（カルテル破り）の可能性を持つことから、逸脱に対する制裁が可能な市場環境がなければ、コミュニケーションが協調行為を成立させることはない。この意味において、一定の市場構造は合意認定における必要条件であり、このことから一定の市場構造が「バックグラウンドプラスファクター（background plus factor）」、「マイナスファクター（minus factor）」などと呼ばれる。

- ・ 市場構造の中で取り分け重要なのが、「市場集中度の高さ」、すなわち「競争者数の少なさ」である。これは、①コミュニケーションの機能強化、②制裁の信憑性確保^{しんぴょうせい}という点から、協調的行動の必要条件として機能する。もっとも、市場構造的要素の考慮にはパラドックスも存在する。市場構造が協調を誘引しやすいものであればあるほど、合意は不要なはずであり、意識的並行行為を示唆するという問題である。

オ スーパープラスファクター<報告書 56 頁>

- ・ Kovacic らは、状況証拠を選別し、選別された状況証拠をスーパープラスファクター（以下①～⑦）と呼んで、スーパープラスファクターが存在する場合には、コミュニケーションに関する証拠が弱い場合であっても合意を推認できるとする。

①需要拡大期における産出量削減、②需要拡大期において余剰生産能力が存在するにもかかわらず、市場シェア、取引相手、地理的取引範囲が安定、③非協調的価格からの乖離を示すモデル分析、④一方的な開示により競争上不利な状況を生みかねない、取引、生産、販売、在庫等に係る情報を互いに開示、⑤合理的理由が存在しない、事業者間での資金、資産の移転、⑥市場シェアの追求から価格維持の方針への変化、⑦参加者がそれぞれ独占力を有さない状況における独占的行為〔排除行為〕の共同採用。

(3) まとめ<報告書 57 頁>

- ・ プラスファクターを巡って、近年活発な議論がなされており、多数は事業者間のコミュニケーションに関する証拠に注目する。そして、事業者間のコミュニケーション概念を連結点として、経済学の知見の取り込みが積極的に行われている。
- ・ 判例上及び学説上、コミュニケーションに関する証拠が重視されており、経済的証拠のみにより合意を認定するとの立場に距離が置かれている。合意の立証にあっては十分に慎重な態度が採用されていると評価し得る。

6 欧州における協調行動の規制〔第5章〕

(1) はじめに〈報告書 58 頁〉

欧州機能条約 101 条（欧州競争法）は、事業者の行為として、合意（agreement）及び協調行動（concerted practice）を規制対象としている。この点について、Motta は「EC の起草者は agreement に関心を限定していない。EC は、concerted practice に言及することによって、事業者が相互に明示的に合意していない共謀状況をも対象とすることを可能にしている。この concerted practice という言葉は、十分慎重に曖昧なものであるために、事業者が、価格、数量又はシェアについて明示的に合意をしない場合や議論さえしていない様々な状況や組織的なアレンジメントを捉えることができる。このカルテルの証明基準に関する議論は、concerted practice の定義は何かという議論を言い換えたものともなり得る」とする。

(2) concerted practice をめぐる判決の展開

ア 染料事件判決（1972 年）〈報告書 59 頁〉

concerted practice を最初に定義し、「適切に定義された意味での agreement は、なされていない段階における coordination の代替物（一形態）である」とする。

イ 砂糖事件判決（1975 年）〈報告書 59 頁〉

concerted practice を「目的又は効果が、現実の又は潜在的な競争者間の市場における行動に影響を与え、若しくは市場で採ろうと決めた行為又は採ろうと考えている行為を競争者に開示する事業者間の直接的又は間接的なコンタクト」とする。その上で、concerted practice を立証するためには、①例えば、情報交換のような競争者間のコンタクトがあり、②事業者が提示した条件等が、市場の条件の下で自由な競争を行ったならば得られたであろう結果と異なる場合か否かを検討しなければならないとした。

ウ ウッドパルプ事件判決（1993 年）〈報告書 59 頁〉

本件は、①四半期ごとに価格を告知すること、②この告知は同時又はほぼ同時になされること、③告知された価格は同一であること、という三つの事実がある並行行為の事案において、事業者間の共謀の存在を直接に証明する文書が存在しなくても、この三つの並行行為が、共謀、すなわち concertation に関する証拠となるかについて検討された。欧州司法裁判所は、「並行行為は、concertation³が、そのような行為の唯一の説得的な説明でなければ、concertation の証明にはならない」とする。このように欧州司法裁判所は、並行行為がなされたことの「唯一の説得的な説明」が、concerted practice があつたためであるといえるかという基準（「唯一の説得的な説明基準」）を採用している。

³ concerted practice と同義である。

エ まとめ<報告書 60 頁>

カルテルの立証においては、agreement 又は「唯一の説得的な説明」基準を満たす concerted practice が必要とされているといえる。concerted practice が推認されるためには、①並行行為の存在が立証でき、かつ、②競争者間のコンタクトが証明できる場合であるとされている。

(3) 実際の法運用

ア 意識的並行行為と concerted practice の違い<報告書 62 頁>

意識的並行行為 (tacit collusion; parallel behavior, 競争者が、コンタクトなく、相手の行動を観察して、相手の価格引上げに応じることが自己の利益に合致すると判断して、独立に決定する行為) は、EUでは適法。

欧州委員会競争総局へのヒアリングによると、40年間の経験により concerted practice には2種類のタイプがあることが明らかになっている。

① 並行行為の証拠は存在するがコンタクトの証拠が存在しない場合

並行行為の証拠及び全体的なコンテキスト (特に市場の性格) から、事前のコンタクトが並行行為の唯一の説得的な説明を示すか否かである。

② コンタクトの証拠は存在するが並行行為の十分な証拠が存在しない場合 (値上げカルテル事件において、各社の値上げ状況が一律でなく、値上げ幅等にばらつきがあるケース等)

被疑者からの反証がない限り、concertation に参加しかつ市場で活動している経済主体は、取り分け長期間にわたって定期的に会合に参加している場合には、市場でその商品について決定を行う際に、競争者との間で交換した情報を考慮していると推定されなければならないとする。

イ 証明<報告書 63 頁>

間接証拠ないし状況証拠については、欧州競争法の原則は、「個々の証拠は独立してではなく全体としてみななければならない」ことである。その意味で、間接証拠 (状況証拠) はまばらで、あるいは曖昧な証拠である。

- ・ 状況証拠のみから agreement 又は concerted practice を証明できるかについては、Aalborg Portland 判決が、できると述べている。しかし、状況証拠のみにより実際に立証された事件の存在は知られていない。
- ・ 米国のプラスファクターの考え方は欧州では明示的に採用されておらず、欧州競争法では、共同行為の「唯一の説得的な説明」が事前の共謀 (agreement 又は concerted practice) である場合に、並行行為は違法となる。

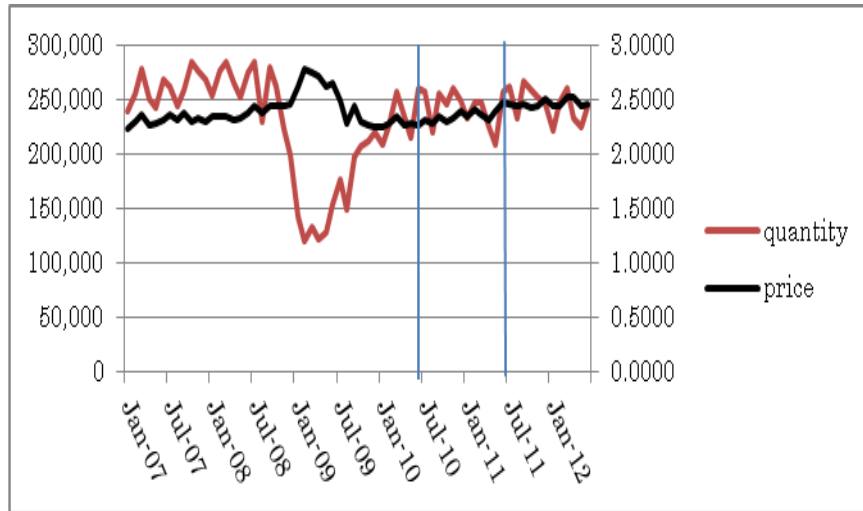
7 経済分析の活用〔第6章〕

○カルテル事件の立証において、意思の連絡の証拠が十分でないときに「事後の行動の一致」の不自然さを示すため、経済分析の活用の可能性を実際のカルテル事件を事例として検討。

◆公表データに基づいた経済分析のケーススタディ（軸受価格カルテル事件）〈報告書 72 頁〉

カルテル期間における価格及び数量の動きを統計的に検証して、事前の話合い（意思の連絡）が存在した可能性が示し得るか検証。

価格、数量とも経済産業省生産動態統計調査。
下図中の縦線はカルテルの始期と終期。



* カルテルの始期と終期の間における価格及び数量データを使用して経済分析を行った推計結果

	線型			対数型		
	最小二乗法 係数 (標準誤差)	2段階最小二乗法 係数 (標準誤差)	3段階最小二乗法 係数 (標準誤差)	最小二乗法 係数 (標準誤差)	2段階最小二乗法 係数 (標準誤差)	3段階最小二乗法 係数 (標準誤差)
定数項	706591.000 *** (84887.620)	1550736.000 *** (282596.300)	1565950.000 *** (274548.800)	8.600 *** (0.605)	3.167 * (1.600)	3.153 ** (1.562)
価格	-2066327.000 *** (366029.800)	-6269211.000 *** (1357049.000)	-6232874.000 *** (1324011.000)	-2.676 *** (0.437)	-6.819 *** (1.198)	-6.803 *** (1.169)
輸出価格	79987.740 (146276.900)	622026.500 ** (299857.400)	543543.600 *** (251220.400)	0.062 (0.166)	0.464 * (0.276)	0.434 * (0.238)
定数項	0.279 *** (0.007)	0.258 *** (0.011)	0.258 *** (0.011)	-0.007 (0.303)	-1.525 ** (0.617)	-1.525 ** (0.593)
数量	0.000 (0.000)	0.000 * (0.000)	0.000 * (0.000)	-0.035 (0.046)	0.229 ** (0.102)	0.229 ** (0.098)
軸受用鉄鋼数量	0.000 ** (0.000)	0.000 *** (0.006)	0.000 *** (0.000)	-0.090 *** (0.030)	-0.245 *** (0.062)	-0.245 *** (0.060)
カルテルダミー	0.005 (0.003)	0.013 ** (0.005)	0.013 *** (0.005)	0.022 * (0.012)	0.043 *** (0.016)	0.043 *** (0.015)
カルテル後ダミー	0.016 *** (0.004)	0.026 *** (0.006)	0.026 *** (0.006)	0.067 *** (0.013)	0.093 *** (0.018)	0.093 *** (0.017)
式(5)						
決定係数	0.348			0.382		
自由度修正決定係数	0.328			0.363		
ダービンワトソン統計量	0.866			0.806		
式(6)						
決定係数	0.490			0.573		
自由度修正決定係数	0.457			0.545		
ダービンワトソン統計量	0.949			1.007		

カルテルダミーが正
(約 4%の価格上昇)

○まとめ〈報告書 91, 92 頁〉

- 過去のカルテル事件を題材に経済分析を行った結果、各社が同時期に価格の引上げを行ったという事後の行動の一致の不自然さが示された。これは、意思の連絡の証拠が十分でない場合に、事後の行動の一致の不自然さを経済分析によって示すことによって意思の連絡の立証を補強し得ることを示すものである。
- こうした経済分析をカルテル事件の立証に活用していくためには、カルテル対象商品の価格等のデータが入手できない場合の対応策、経済分析を使用する際、当該事案の立証に際して用いた推計手法の妥当性の説明等について検討していく必要がある。

8 状況証拠からの不当な取引制限（意思の連絡）の立証〔第7章〕

(1) 「意思の連絡」の認定につながる間接事実の検討〈報告書 96 頁〉

合意の存在を明示的に示すような証拠がないものの、各社の行動が外形上一致しているなど、カルテル・入札談合の存在が疑われる状況において、それが単なる意識的並行行為により生じたものではなく、「意思の連絡」の存在によるものであることを立証するには「共通の了解を人為的に作り出す行為（又は強化する行為）」を立証することが必要。

この点、これまでの我が国におけるカルテル事件の立証においては、「事前の連絡交渉と事後の行動の一致」や「個別物件における受注調整」を間接事実とする事件が多いものの、意思の連絡の立証を推認させる間接事実はこれらに限られるわけではなく、これら以外の間接事実から意思の連絡を推認することも事案に即して検討する必要がある。

本章では、競争下における通常の企業行動としては考え難い行動について、どのような場合に「人為性」を立証し得るのかについて、我が国における過去の事例や米国及び欧州の事例も参考に、以下の6事例について検討した。

また、6事例のような競争下における通常の企業行動としては考え難い行動が存在する場合、何らかの競争制限的な合意を背景にしている可能性は比較的高いと考えられるので、事件審査の端緒として活用することも可能であると考ええる。

「意思の連絡」の認定につながり得る間接事実

【事例1】実効性確保手段の存在〈報告書 96 頁〉

複数の競争者が一斉に値上げを行った後、各社の値上げの進捗状況について情報交換が行われている状況において、そのような情報交換が行われている理由として、何らかの値上げ合意が存在することを背景とし、その実効性を確保するために行われているとしか考えられない（その他の理由による説明が説得力を持たない）ことがある。このように当該情報交換をカルテル合意の実効性確保手段であると評価して差し支えない場合には、意思の連絡を立証（推認）できると考えられる。〔ポリプロピレン価格カルテル事件や航空貨物運賃価格カルテル事件においても間接事実の一つとして取り上げられている。〕

【事例2】目的や内容が不明な会合の存在〈報告書 97 頁〉

同業者による一斉値上げといったカルテルの存在が疑われる状況において、会合の目的や内容が不明であるものの、事業者間の会合が存在したというだけで、当該事実がカルテルや入札談合に係る何らかの人為性を示し、意思の連絡を推認する間接事実となると判断することは、通常は困難と考えられる。

しかし、会合の目的や内容までは分からなくとも、その会合の出席メンバーが各社の価格決定権を有する者であり、かつ、これらのメンバーが普段は顔を合わせることがないにもかかわらず、値上げの直前の時期にのみ会合を開催しているような事実も認められ、当該会合の内容や開催目的について、他の合理的理由の存在の可能性を否定できるような場合には、当該会合の存在が人為性の存在を示す上で有用な間接事実となり得るのではないだろうか。

さらに、複数回の値上げが行われている事件において、毎回、値上げ直前に内容不明の会合が開催されているといった事情が認められるような場合には、それらの事情は会合の存在が値上げの人為性を示す間接事実であると評価することについて、説得力を増す要素となると考えられる。

【事例3】 Pay-for-delay（競争者間における合理的な説明がつかない金銭の授受） <報告書 98 頁>

①競争事業者間における趣旨不明な金銭の授受と、②当該競争事業者間の不自然な競争回避行動が認められた場合、当該競争事業者の間で競争を制限するための意思の連絡があったと推認することも可能な場合があり得ると思われる。

【事例4】 設計協力 <報告書 99 頁>

入札談合事件においては、発注者や発注者から設計業務を受託したコンサルタント会社等への設計協力といった技術的な協力をした者が受注予定者となるというような「汗かきルール」などと呼ばれる受注調整ルールが存在することがある。

特定の工事において設計協力を行った入札参加事業者が当該工事を落札しているという事実のみでは、「設計協力した者が当該工事を受注する」というルールの存在について強く推認することはできないものの、発注者や製品、技術等、市場を共通にする複数の工事においていずれも設計協力した者が当該工事を受注していれば、汗かきルールによる入札参加者間の受注調整が存在することを推認する有力な間接事実の一つとなり得る。

また、このような談合の方式は、設計協力が無償又は合理性のない低廉な対価で行われている場合には、談合の存在を特に強く推認できるのではないか。

【事例5】原材料価格と連動しない価格設定<報告書100頁>

製品の販売価格が原材料価格の上下と密接に関係しているような市場において、原材料価格高騰後に各社が同様の値上げを行った後、原材料価格が下落したにもかかわらず製品の販売価格が各社とも維持されていたり、あるいは原材料価格が一定であるにもかかわらずその他の外部的要因もなく各社が同一の値上げをしたりするような、原材料価格と製品の販売価格が連動していないような場合には、意思の連絡を推認する間接事実であると評価できないだろうか。

この点について、事業者側からは、ユーザーからの値下げ圧力が強いために元の販売価格が低すぎただけであり、価格の維持や値上げは適正な利益を確保するためには合理的であり、何ら不自然な要素はないとの反論も予想される。

しかし、ユーザーからの値下げ圧力が強いような市場であれば、原材料価格が下落したにもかかわらず、原材料価格上昇に伴って引き上げた製品価格を引き下げることなく維持することは基本的には困難なはずであり、そのような原材料価格の変動と連動しない製品価格の状況が各社に共通して生じており、かつ、各社が独自に価格決定を行ったといえる合理的な理由がなければ、他の間接事実と併せて考えることで、意思の連絡の存在を推認することも可能ではないか。

【事例6】規則的な入札行動<報告書100頁>

個別物件のみでは、意思の連絡を推認する手掛かりにはならないような場合であっても、ある程度まとまった物件数を継続的に分析し、各物件間に共通の規則性を分析することで、通常の競争が行われている市場においては説明し難い規則的な入札行動として捉えることができれば、これを根拠に意思の連絡を推認することが可能な場合もあると考えられる（例：予定価格が事前に公表されていない入札物件において2回以上の入札で落札事業者が決定した場合に、1回目の最低応札者と2回目以降の最低応札者が同一事業者であるという規則性がみられる場合。）。

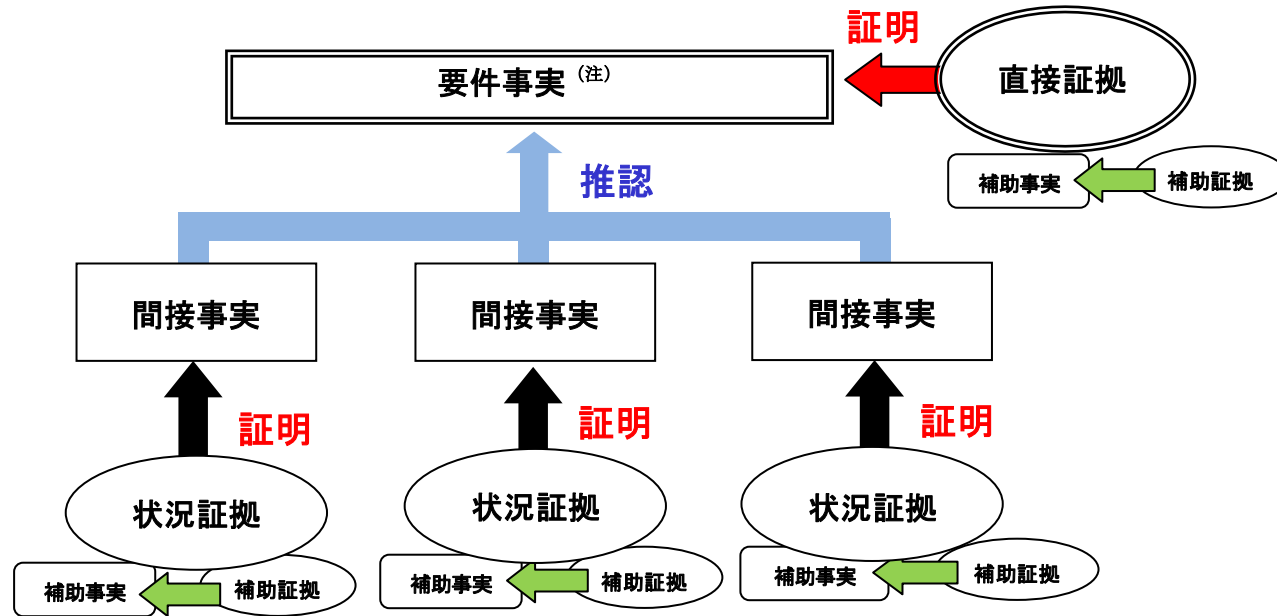
(2) 立証水準<報告書102頁>

状況証拠を活用してカルテルを立証しようとする場合、我が国では独占禁止法違反事件について、証拠の優越では足りないとする下級審の裁判例もある（東京地判平成14年12月26日）が、少なくとも米国の行政事件一般における立証水準（「証拠の優越」）に比して高い立証水準を求めているといえる。

日米欧間には訴訟制度の仕組みをはじめ、競争法違反に対する規制構造や裁量的な制裁金制度等の相違があるため単純比較はできないものの、競争法違反に対する処分の国際的なコンバージェンスの観点からも、立証水準に関して今後検討が必要。

9 補 足

独占禁止法手続（行政事件訴訟手続）における一般的立証手法（詳細は報告書10頁参照）



(注) 要件事実（要証事実，主要事実又は直接事実ともいう。）とは，法律が定める要件に直接該当する具体的事実をいう。